

# 図1 世界のBSE発生件数の推移

参考1-1



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	190,650
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	5,965
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(1,023)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(1,655)
(ポーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(74)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	184,624
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	3
カナダ	0	0	0	2 <sup>(注1)</sup>	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	20 <sup>(注2)</sup>
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

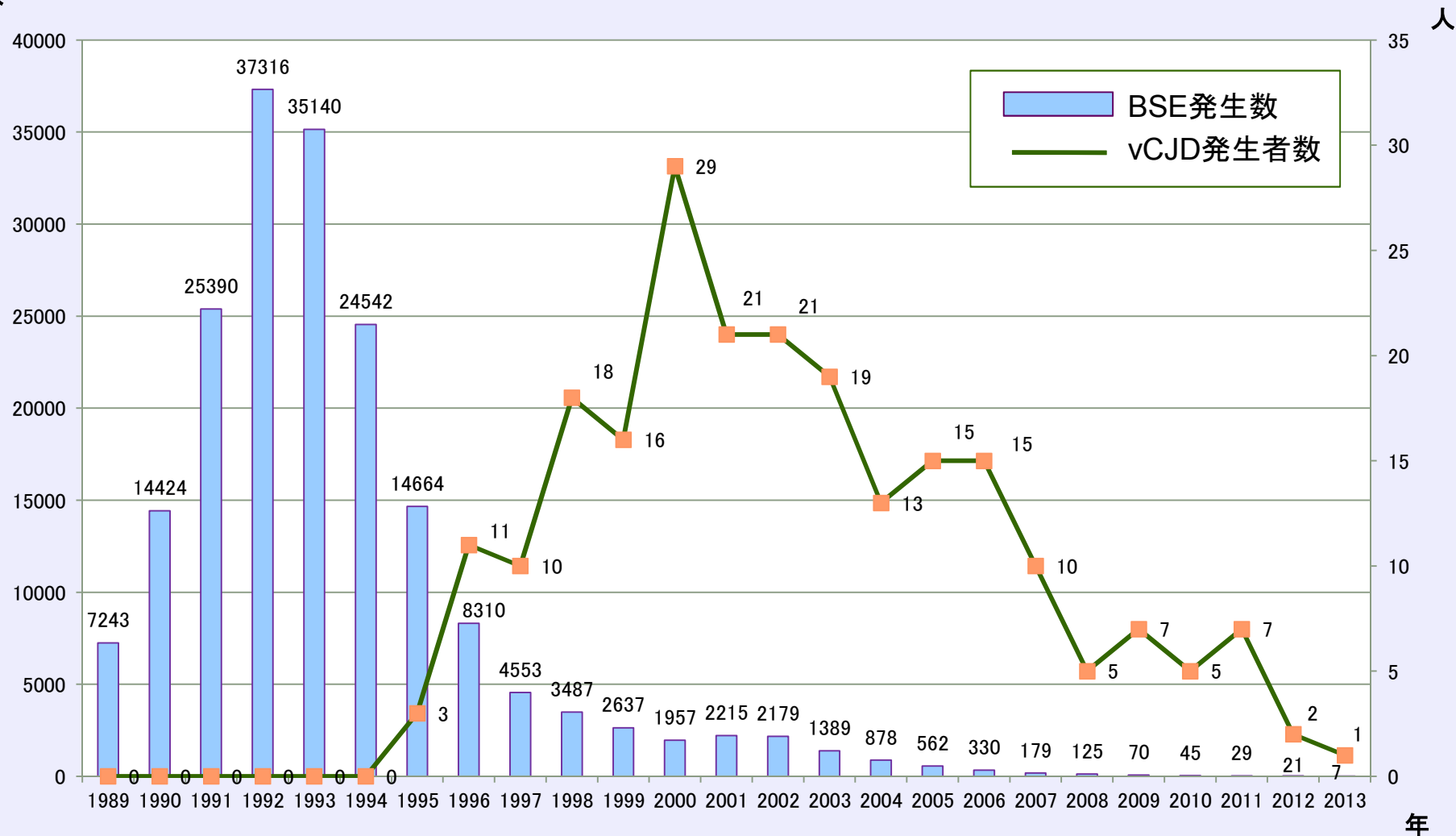
(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



# 図2 世界のBSE発生頭数及びvCJD発生者数

頭数

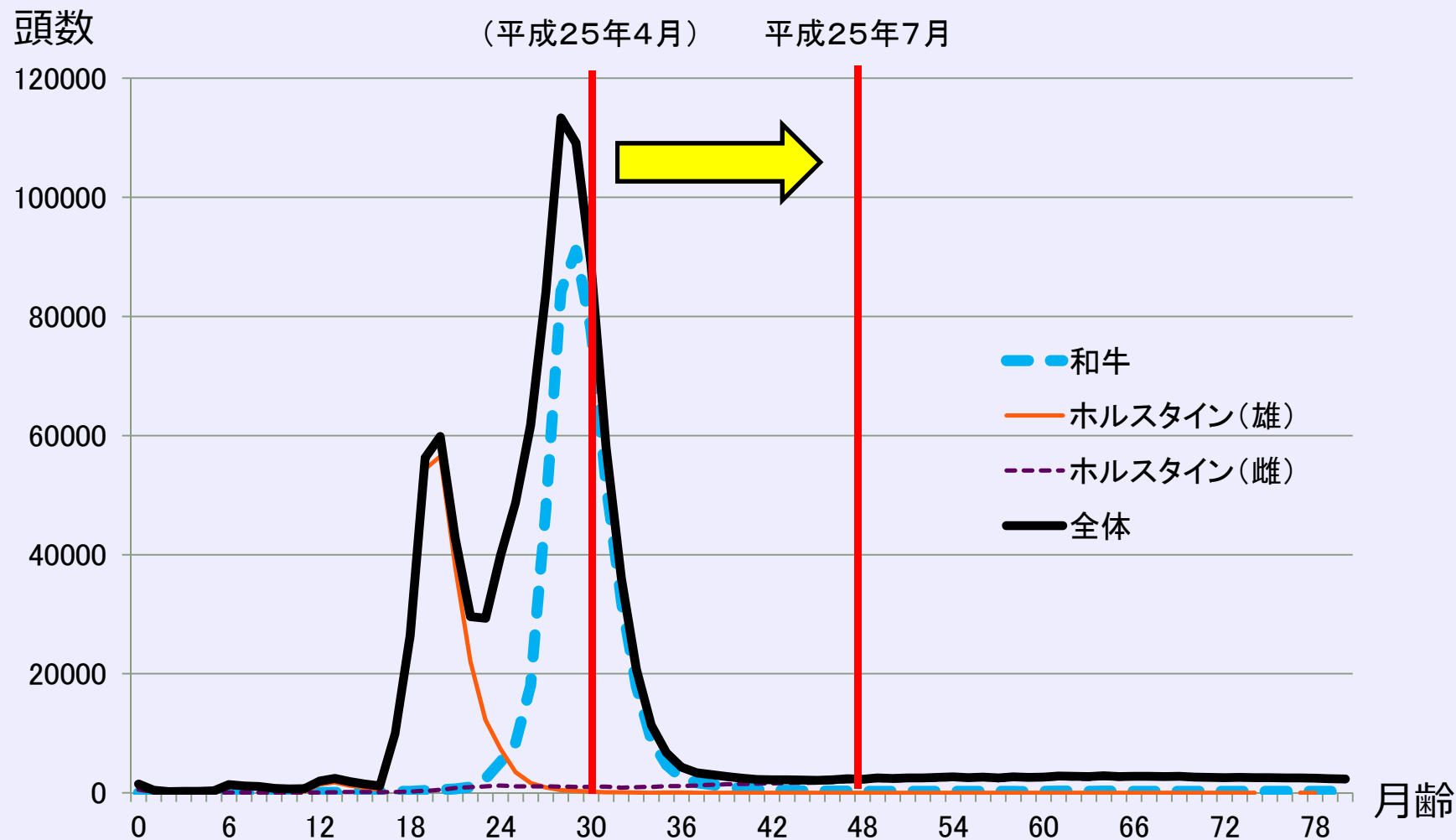


サーベイランスは1990年5月から開始

資料: OIE” Number of reported cases of bovine spongiform encephalopathy (BSE) in farmed cattle worldwide: 2014/2  
 vCJD数 vCJD cases Worldwide (NCJDRSU): 2013/10 (2012・2013年については発生確認時点の件数)



# 図3 国内の月齢別と畜頭数（平成23年度）








(備考)牛の検査対象割合の変化

20か月齢以下: 14.4%	➡	30か月齢以下: 61.5%	➡	48か月齢以下: 82.9%
20か月齢超: 85.6%		30か月齢超: 38.5%		48か月齢超: 17.1%



# 表1 BSE検査

	日本  改正後 (H25/7/1以降)	米国 	カナダ 	E U 	O I E 基準 	
食肉検査	30ヶ月齢超	48ヶ月齢超	-	-	- (注3)	- (注4)
発生状況 調査 (注1) (高リスク牛 (注2))	24ヶ月齢以上の 死亡牛等	24ヶ月齢以上の 死亡牛等	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部	30ヶ月齢超の 高リスク牛 の一部	48ヶ月齢超の 高リスク牛	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること




(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、平成25年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康牛のBSE検査を廃止することが可能としている。

(注4) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。

## 表2 特定危険部位（SRM）の除去

食品安全対策として、特定危険部位（SRM）の除去が行われている。

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準  (管理されたリスク国)
頭部	30か月齢超の 頭部 舌・頬肉を除く	30か月齢超の 頭蓋 (注)	30か月齢超の 頭蓋	12か月齢超の 頭蓋	30か月齢超の 頭蓋
扁桃	全月齢	全月齢	30か月齢超	全月齢	全月齢
せき髄	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	12か月齢超	30か月齢超
せき柱 背根神経節を 含む	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 腸	全月齢の 回腸遠位部

(注) 頭部の骨格、脳、眼などを含む部位のこと

# 参考1 国産牛のBSE対策の経緯①

<p><b>平成13年</b> (2001)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月10日</li> <li>・ 10月4日</li> <li>・ 10月18日～</li> </ul>	<p>国内において1頭目のBSE感染牛確認（農） 肉骨粉飼料完全禁止（農） と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査（厚） 特定部位（全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、扁桃及び回腸遠位部）の除去、焼却の義務づけ（厚）</p>
<p><b>平成14年</b> (2002)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月14日</li> </ul>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法の公布（厚、農）</p>
<p><b>平成16年</b> (2004)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2月16日～</li> <li>・ 2月</li> <li>・ 9月9日</li> </ul> <p>・ 10月15日</p>	<p>BSE発生国の牛のせき柱（全月齢）の食品への使用禁止（厚） 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始（食安委） 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表（食安委） ・ 特定危険部位（SRM）の除去は人のBSE感染リスクを低減するため非常に有効。 ・ これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。等</p> <p>全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問（厚、農） ・ BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等</p>
<p><b>平成17年</b> (2005)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月6日</li> <li>・ 7月1日</li> </ul> <p>・ 8月1日</p>	<p>食品安全委員会から答申（厚、農） 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布（厚） ・ 検査対象月齢：零月以上→21ヶ月以上</p> <p>改正省令の施行（厚） ・ 21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、平成20年（2008年）7月末に終了した。</p>
<p><b>平成21年</b> (2009)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月1日～</li> <li>・ 5月26日</li> </ul>	<p>と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッシング<sup>(注)</sup>を禁止（厚） (注) と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。 OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定</p>

## 参考1 国産牛のBSE対策の経緯②

<b>平成23年</b> (2011)	
・ 12月19日	BSE対策全般の再評価として国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問 (厚)
<b>平成24年</b> (2012)	
・ 10月22日	食品安全委員会から1次答申(厚)
<b>平成25年</b> (2013)	
・ 2月1日	関係省令等の一部改正の公布(検査対象月齢:20ヶ月超→30ヶ月超、SRMの国際基準整合)
・ 4月1日	関係省令等の一部改正の施行
・ 5月13日	食品安全委員会から2次答申(厚)(検査対象月齢を48ヶ月超を可能とする評価結果)
・ 5月28日	OIE総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。
・ 6月3日	牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布 ・ 検査対象月齢:30ヶ月超→48ヶ月超
・ 7月1日	改正省令の施行(厚) ・ 国庫補助についても同時に対象を48ヶ月超に見直し

## 参考2 輸入牛肉のBSE対策の経緯①

### 平成8年

(1996)

- ・ 3月25日
- ・ 3月26日

欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択  
英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止

### 平成12年

(2000)

- ・ 12月22日

EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止

### 平成13年

(2001)

- ・ 2月15日

BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止

### 平成15年

(2003)

- ・ 5月21日
- ・ 12月24日

カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止

米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止

### 平成17年

(2005)

- ・ 5月24日
- ・ 12月 8日
- ・ 12月12日

食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問

食品安全委員会の答申

米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開

- ・ 牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来
- ・ 特定危険部位（SRM）はあらゆる月齢から除去

### 平成19年

(2007)

- ・ 5月25日
- ・ 6月 1日
- ・ 6月20日

OIE総会（米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定）

カナダ側から輸入条件見直し協議の要請

米国側から輸入条件見直し協議の要請

【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行





## 参考2 輸入牛肉のBSE対策の経緯②

<b>平成23年</b> (2011)	
・ 12月19日	BSE対策全般の再評価として、国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問 (厚)
<b>平成24年</b> (2012)	
・ 10月22日	食品安全委員会から答申(厚)
・ 12月8日	ブラジルにおいてBSE感染牛確認、輸入手続停止
<b>平成25年</b> (2013)	
・ 2月1日	米国、カナダ、フランス、オランダ産牛肉の輸入条件改正・施行(30か月齢以下の牛由来等)(厚)
・ 4月2日	アイルランド、ポーランド産牛肉の輸入条件について、食品安全委員会に諮問(厚)
・ 4月12日	ブラジル産牛肉の輸入条件について、食品安全委員会に諮問(厚)
・ 5月28日	OIE総会において、米国、オランダを「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。
・ 12月2日	アイルランド産牛肉の輸入条件改正・施行(30か月齢以下の牛由来等)(厚)

# ○BSE対策の更なる見直しについて

		現状	根拠	今後の見直し等
牛	国内措置	○BSE検査: 48か月齢超 ○SRM 扁桃、回腸遠位部: 全月齢 頭部、脊髄、脊柱: 30か月齢超	○と畜場法 ○BSE対策特措法 ○食品、添加物等の規格基準	○検査対象月齢の更なる引き上げについては、食品安全委員会での評価が必要
	国境措置	○食品安全委員会の評価結果を踏まえ、30か月齢以下の肉、内臓の輸入再開	○食品衛生法第9条第2項(輸出国政府が発行する衛生証明書を受入) ○通知(H25.2.1食監発0201第3-6号、H25.12.2食安監発1202第1号等)	○輸入量等を踏まえ輸出国における管理状況を確認 ○対象月齢の更なる引き上げについては、食品安全委員会で引き続き評価中
		○対日輸出要請等を受け、食品安全委員会の評価中若しくは評価依頼予定		○要請等に応じ、国毎の評価を実施
		○牛由来ゼラチン/コラーゲンの輸入禁止	○通知(H13.2.15食監発第18号) ○と畜場法等 ○食品、添加物等の規格基準	○TSE部会で検討の上、食品安全委員会における評価を踏まえ、ゼラチン/コラーゲン及びこれらの原材料の輸入措置を見直し
		○食品安全委員会の評価が終了した国からの牛由来加工食品(30か月齢以下の食肉製品等)の輸入禁止	○通知(H25.2.1食監発0201第3-6号、H25.12.2食安監発1202第1号等)	○要請に応じ、輸出国政府による管理状況等を踏まえ、牛由来加工食品の輸入措置を見直し
		○牛由来添加物の輸入禁止	○通知(H13.2.15食監発第18号、H16.1.19事務連絡)	○原料や製造方法に応じた段階的解除について検討し、輸入措置を見直し
	BSE未発生国	○全月齢の頭部、脊髄、脊柱、回腸遠位部の輸入自粛を指導	○通知(H16.7.30食安監発第0730003号)	○輸出国政府による管理状況等を踏まえ、SRMを除く部位に係る輸入自粛の見直し
めん羊 山羊	国内措置	○TSE検査: 12か月齢超 ○SRM 扁桃、脾臓、小腸、大腸: 全月齢 頭部、脊髄、胎盤: 12か月齢超	○と畜場法	○TSE部会で検討の上、食品安全委員会における評価を踏まえ、検査対象月齢、SRM範囲の変更について見直し
	国境措置	○BSE発生国からめん羊、山羊の肉、臓器及び食肉製品の輸入禁止	○食品衛生法第9条第2項(輸出国政府が発行する衛生証明書を受入)	○TSE部会で検討の上、食品安全委員会における評価を踏まえ、めん羊・山羊の肉等の輸入措置を見直し
		○上記を含む食品又は添加物の輸入禁止	○通知(H16.2.27食安監発第0227003号)	

